浜田市原油価格高騰対策地域公共交通事業者支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、原油価格の高騰の影響を受けた地域公共交通事業者に対し、価格高騰した燃料費の一部を補助することにより、原油価格の高騰の影響を緩和するとともに、市民生活や経済活動を支える生活交通ネットワークを維持・確保することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成 17 年浜田市規則第 56 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　一般乗用旅客自動車運送事業　道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第３条第１号ハに規定する事業をいう。

⑵　燃料　一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する車両に使用する軽油、ガソリン等の石油製品及びＬＰガス等の液化石油ガスをいう。

（補助対象者）

第３条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第７条に規定する交付申請書を提出する日において市内に事務所又は事業所を有し、一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者であって、引き続き公共交通事業を実施する意思のあるものとする。ただし、市税を滞納している者を除く。

（補助対象期間）

第４条　補助の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、令和５年４月１日から令和６年３月 31 日までの間とする。

（補助対象経費）

第５条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象期間において、島根県公共交通事業者燃料費高騰緊急支援事業交付金交付要綱（以下「県要綱」という。）別表５に規定する各月助成単価に同表に規定する各月燃料使用量を乗じて得た額の合計額とする。ただし、消費税及び地方消費税額に相当する額を除く。

２　補助の対象となる事業用自動車は、補助対象期間に保有する車両とする。

（補助金額等）

第６条　補助金の額は、補助対象経費のうちＬＰガスに係る経費から県要綱

別表5に規定する国土交通省のタクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業で得た助成額（知事が別に定める基準により算定された額とする。）を補助対象経費から控除した額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、200万円を限度とする。ただし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

（交付申請等）

第7条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原油価格高騰対策公共交通事業者支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和6年3月15日までに市長に提出しなければならない。

⑴　補助の対象となる事業用自動車の自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する自動車検査証をいう。）の写し

⑵　その他市長が適当と認める書類

（交付決定）

第8条　市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、原油価格高騰対策公共交通事業者支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条　市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（帳簿の保管）

第10条　補助金の交付決定を受けた者は、補助金に関する経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2　この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附　　則

（施行期日）

1　　この要綱は、令和６年２月１日から施行する。